

令和 8 年第 7 回教育委員会議事録

令和 8 年 4 月 8 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 35 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正宏 委 員 對馬 初音

委 員 伊井 希志子 委 員 前田 小百合

委 員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学 校 運 営 長 小松 由美子

教育総務課長 近藤 高成 学 校 I C T 担 当 課 長 松 下 征 弘

教育人事・指導課長 高木 紘二郎 学 校 問 題 支 援 担 当 課 長 柿 添 剛 広

多様な学び 支 援 課 長 有 坂 直 子 学 び と つ な が り 担 当 課 長 岡 部 洋 右

学校運営課長 安川 卓弘 学 校 整 備 担 当 課 長 白 石 輝 彦

学 務 課 長 高 里 好 子 地 域 の 学 び 推 進 課 長 堀 水 隆 行

地域・学校協働 担 当 課 長 江 嶋 響 済 美 教 育 セ ン タ ー 所 長 本 多 鮎 乃

済美教育センター 統括指導主事 齊 藤 敦 中 央 図 書 館 長 牛 山 進 一 郎

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 教 育 企 画 担 当 係 長 水 井 康 介

担 当 書 記 相 須 美 沙 希

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 令和 8 年度教育委員会事務局組織機構改正の概要について
- (3) 学校問題対応弁護士の配置について
- (4) 令和 7 年度杉並区立図書館運営状況報告書について

目次

報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について 5
- (2) 令和 8 年度教育委員会事務局組織機構改正の概要について 7
- (3) 学校問題対応弁護士の配置について 9
- (4) 令和 7 年度杉並区立図書館運営状況報告書について . . . 10

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和８年第７回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員とのご指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

初めに、本年４月１日付け説明員につきまして、事務局次長よりご紹介させていただきます。

事務局次長 例年、４月１日人事異動に伴う新たな説明員を紹介しているところですが、本年度は大規模な組織改正がございましたので、組織名称が変更となったということで、全説明員の紹介をさせていただきます。

まず、私、教育委員会事務局次長及び今年度から創設の共創教育担当部長を兼務いたします。井上純良です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、学校運営担当部長の小松由美子でございます。

学校運営担当部長 小松です。どうぞよろしくお願いします。

事務局次長 次に、教育委員会事務局参事、教育総務課長（事務取扱）の近藤高成でございます。

教育総務課長 よろしくお願ひします。

事務局次長 次に、学校ICT担当課長の松下征弘でございます。

学校ICT担当課長 よろしくお願ひいたします。

事務局次長 次に、教育人事・指導課長の高木紘二郎でございます。

教育人事・指導課長 よろしくお願ひします。

事務局次長 次に、学校問題支援担当課長の柿添剛広でございます。

学校問題支援担当課長 よろしくお願ひします。

事務局次長 次に、多様な学び支援課長の有坂直子でございます。

多様な学び支援課長 よろしくお願ひいたします。

事務局次長 次に、学びとつながり担当課長の岡部洋右でございます。

学びとつながり担当課長 よろしくお願ひします。

事務局次長 次に、学校運営課長の安川卓弘でございます。

学校運営課長 よろしくお願ひします。

事務局次長 次に、学校整備担当課長の白石輝彦でございます。

学校整備担当課長 よろしくお願いいします。

事務局次長 次に、学務課長の高里好子でございます。

学務課長 よろしくお願いいします。

事務局次長 次に、地域の学び推進課長の堀水隆行でございます。

地域の学び推進課長 よろしくお願いいします。

事務局次長 次に、地域・学校協働担当課長の江嶋響でございます。

地域・学校協働担当課長 よろしくお願いいします。

事務局次長 次に、教育委員会事務局副参事（子どもの居場所づくり担当）及び子ども家庭部児童青少年課長（兼務）の有吉俊輔でございますが、本日欠席となっております。

次に、済美教育センター所長の本多鮎乃でございます。

済美教育センター所長 よろしくお願いいします。

事務局次長 次に、済美教育センター統括指導主事の齊藤敦でございます。

済美教育センター統括指導主事 よろしくお願いいします。

事務局次長 次に、就学前教育支援センター所長及び済美教育センター統括指導主事（兼務）の樋川達郎でございますが、こちらにも本日欠席でございます。

最後に、中央図書館長の牛山進一郎でございます。

中央図書館長 よろしくお願いいいたします。

事務局次長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

教育総務課長 続きまして、本日の議事日程についてでございますが、報告事項4件の説明を予定してございます。以上でございます。

教育長 それでは、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、報告事項の説明をさせていただきます。なお、全ての報告案件を一括して説明させていただいた上で、最後に一括して質疑とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、報告事項1番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」、ご説明を私の方からさせていただきますと思います。

資料をご覧ください。教育委員会の権限に属する事務において緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集されると

まがない時は、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2の規定により、教育長がこれを臨時に代理することができることとされておりますが、本件は、この規定に基づき、教育長の臨時代理により資料1の表に記載の4つの規則を処理したことにつきまして、教育委員会にご報告し、その承認を求めるものでございます。

まず、臨時代理により処理した規則でございますが、3月31日に杉並区教育委員会規則第44号から47号までとして交付したものでございます。これらの規則は3月31日または4月1日に施行する必要があったところ、東京都において、3月31日に都条例や教育委員会規則が公布された後に対応する必要等があったため、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、教育長の臨時代理により規則を改正し、交付したものでございます。

それでは、臨時代理により交付した規則の内容につきましてご説明申し上げます。初めに規則第44号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

資料4ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条により、育児休業の承認、研修旅費の支給等の事務を、都教育委員会から教育長に委任しているところでございますが、同条第1項第4号におきまして、東京都条例の改正に伴い、都費負担の教育職員の扶養親族の認定に係る規定を整備してございます。

続きまして、規則第45号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

資料の6ページをご覧くださいと思います。賃金台帳、いわゆる給与簿については、労基法第108条で使用者に作成が義務づけられているところでございますが、国において、子ども・子育て支援金及び特定親族特別控除の各種制度を創設することに伴い、幼稚園教育職員の給与簿の様式に所要の修正を行うものでございます。

なお、次の規則46号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についても、同様に改正を行うものでございます。

次に、規則第47号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規

則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の 10 ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。別表第 1 は、特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額。別表第 2 は、特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額を、それぞれ都費負担の教育職員と同様に定めてございます。こちらは区費負担の教育職員の給与条例の改正による給料表の改定に伴いまして、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

最後に、規則第 44 号は施行期日を公布の日とするほか、規則第 45 号から第 47 号までは施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としてございます。なお、規則第 45 号から 47 号までにつきましては、特別区人事委員会に規則改正の承認申請及び協議を行い、承認及び同意を得てございます。

以上でこちらの議案の報告は終わらせていただきます。

続きまして、報告事項の 2 番「令和 8 年度教育委員会事務局組織機構改正の概要について」、こちら私の方からご説明をさせていただきます。

お手元の「令和 8 年度教育委員会事務局組織機構改正の概要について」の資料をご覧くださいと思います。この度、教育委員会事務局では、大きく変化する教育環境を的確に捉え、中長期的視点から戦略的に教育行政を推進していく必要があることや、各課事業の重複を極力排除し、効率的な執行体制を確保していくことにより、所掌・責任の明確化を図ることなどを目的として、教育委員会事務局全体の組織を見直し、ポストの統合や新設等の再編を行ったところでございます。

資料をご覧くださいと思います。組織改正の主な項目として、資料の 2、(1) から (6) までを記載しております。まず (1) 教育相談機能の一本化でございます。教育相談や就学相談など、学びに関わる相談機能を一本化し、複合的かつ多様な相談内容に対応できる支援体制を構築するため、済美教育センター教育相談担当課長の担当事務を多様な学び支援課に移行します。また、教育的支援と居場所づくり、関係機関との連携等を推進する役割を明確化するため、教育相談担当課長を廃止し、学びとつながり担当課長を新設するものでございます。

次に (2) 地域と学校との協働の強化でございます。学校を地域が支援する関係から、地域と学校が協働し、教育課題をともに解決する関係への転換が求められていることから、社会教育の機能を活用し、地域の

多様な人材と学校が連携いたしまして共通の目標を共有しながら、教育活動への参画を一層推進するため、生涯学習推進課を地域の学び推進課に改称するとともに、学校支援課を廃止いたしまして、地域の学び推進課内に地域・学校協働活動に関する事務を所掌する地域・学校協働担当課長を新設するものでございます。

次に、（３）教育施策の企画・立案機能の強化でございます。これまでの庶務的業務だけでなく、教育委員会全体を俯瞰し、新たな教育施策の企画立案等の対応を柔軟に行える組織を構築するため、庶務課を教育総務課と改称するとともに、法規担当係長、計画担当係長を廃止いたしまして、教育企画担当係長を新設するものでございます。

次に、（４）業務内容の関連による効率的な執行体制の構築でございます。人事及び給与業務の連携による効率化のため、庶務課教職員係を教育人事指導課へ移管し、教職員厚生係を新設するとともに、学校運営管理の集約化により効率化を図るため、庶務課経理係及び教職員係の校門警備・用務業務等委託事務を学校整備課に移管し、名称を学校運営課として新設するものでございます。

次に、（５）担当部長の名称変更及び担当事務の変更でございます。学校整備課の課名変更に伴いまして、名称を学校運営担当部長に、担当事務を学校運営課及び学務課に変更をいたします。また、「みんなが共に教育を創る」という杉並区教育ビジョン 2022 の理念を踏まえまして、生涯学習担当部長の名称を共創教育担当部長に、担当事務を地域の学び推進課及び杉並区立中央図書館に変更するものでございます。

次に、（６）の担当課長の新設でございます。令和 7 年度に学校問題対応支援係を新設し、教育職の統括指導主事を配置しておりましたが、学校における円滑な初期対応や関係部署との情報連携など、緊急性の高い案件に対し、より迅速に取り組める組織体制を構築するため、統括指導主事を廃止し、学校問題支援担当課長を新設するものでございます。

また、教育相談機能の一本化の項目でご説明させていただいたとおり、これまで教育相談担当課長を廃止し、学びとつながり担当課長を新設するものでございます。更に、地域の学び推進課の学校支援、家庭・地域教育等を担当するポストとして、地域・学校協働担当課長を新設いたします。なお、各課の詳細につきましては別紙をつけてございますので、そちらをご覧くださいと思います。

また、資料の2ページ目には参考として、組織改正のイメージ図を掲載してございます。四角の囲みが次長、担当部長の名称となっておりまして、その下に所掌する課を記載してございます。黒丸が課名、白丸が担当課長及び統括指導主事となります。その下の黒いひし形が組織改正で変更のあった主な係名を記載してございます。全ての係名ではございません。そして、左側が令和7年度の組織、右側が改正後の令和8年度の組織となつてございます。例えば、一番上の教育委員会事務局次長の下に令和7年度は、教育庶務課がございましたが、右側の令和8年度の欄をご覧くださいと、教育総務課に名称が変更されてございまして、令和7年度まで庶務課の配下にあった経理係が、右の矢印をたどっていくと、右側の学校運営課経理係に移管されているというような見方になるものでございます。

こちらの説明につきましては、以上でございます。

学校問題支援担当課長 私からは「学校問題対応弁護士の配置について」ご説明させていただきます。

資料の3をご覧ください。まず「事業概要」でございます。学校で発生する問題が複雑化、深刻化するに当たりまして、法律の専門的知見が必要となる事案が増えてきております。このため、法的な裏づけをもって学校問題を解決まで支援していくことを目指して、教育人事・指導課学校問題対応支援係に非常勤の弁護士を配置することといたしました。

2番です。「学校問題対応弁護士の配置」ですが、内容としては先ほど申し上げましたとおり、学校が直面する問題に対して、支援係の一員として、弁護士に相談することで、助言や事案を整理する仕組みを整備し、問題の早期解決に当たります。

また、教育現場で必要とされる法的知識やスキル向上に関する研修等にも参加していただいて、学校の対応力向上を目指していきます。

配置場所等でございますが、教育人事・指導課の執務室にて週2回、各半日程度を想定しております。

3番です。今回採用した「学校問題対応弁護士の経歴」でございます。お名前は秋山俊（あきやましゅん）、男性でございます。平成27年に弁護士登録をしております、そこから子どもの権利委員会に所属し、子どもの問題に対して専門的に当たってくださっている弁護士の方です。八王子市のスクールロイヤーをはじめ、昭島市や狛江市のいじめ問題対

策委員会など、学校問題やいじめ問題に対する造詣が深い方でございます。以上でございます。

中央図書館長 続きまして、私からは「令和 7 年度杉並区立図書館運営状況報告書について」、ご報告いたします。

1 番の「運営状況評価の実施概要」の目的と対象については、記載のとおりでございます。

実施方法についてでございますが、①令和 6 年度の評価として、令和 6 年度の全区立図書館の取組状況について、各館の実績数値、項目別自己評価、利用者満足調査に基づき、総括的评价と 11 の評価項目によります評価を図書館として行いました。②といたしましては、図書館協議会評価部会が、図書館による評価、実績数値、利用者満足度調査を基に評価を行っております。

評価の内容でございますが、資料 2 ページ「2 令和 7 年度杉並区立図書館運営状況報告書の主なポイント」をご覧ください。Ⅰの部分でございますが、区立図書館の運営状況評価の実施についてでございます。6 年 9 月には中央図書館 2 階に調べもの室 48 席への座席予約システムの導入や、7 年 2 月には全館で自動貸出機導入によりますセルフサービスなどを実施しております。

Ⅱ「令和 6 年度の各館評価」でございますが、総括的评价としては、入館者数が前年度比で 106.8%となった一方で、個人貸出冊数や貸出人数につきましては、前年度と比べますと減少傾向であることから、利用形態の変化が見られます。また、蔵書や職員対応につきましては、おおむね高い評価を得ております。

Ⅲでございます。「図書館協議会による評価」ですが、杉並区立図書館全体として質の高いサービスを提供しており、利用者満足度もおおむね良好と評価を頂きました。

一方、図書館の利用形態が、貸出し中心から滞在・交流型へ変化している状況を踏まえまして、評価指数の在り方について継続的な検討が必要であることや、閲覧環境の充実やサービス内容の分かりやすい周知、そういったところに一層取り組むということの提言を頂きました。

3 番目、「今後のスケジュール」でございますが、本委員会終了後、今月中に区公式ホームページなどにより公表してまいります。

運用状況の説明は以上でございます。

教育総務課長 報告事項の説明は以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

前田委員、お願いします。

前田委員 報告3番の学校問題対応弁護士の方についてご質問させてください。週2回各半日程度ということですが、執務室にいらっしゃるということで、それ以外の時間は、例えば連絡のやり取りとか事前にメールは確認いただけるのか、どれぐらいの稼働なのかをもう少しお聞かせください。

学校問題支援担当課長 週に2回の勤務は教育人事・指導課 CEDAR の執務室に机を一つ設けまして、そこで勤務していただいております。日常の連絡につきましてもパソコンを持っておりますので、そのパソコンで日々の連絡事項や、ちょっとした相談は随時やり取りができる体制を築いております。以上でございます。

前田委員 ありがとうございます。そうすると弁護士さんのメールに資料を送っているのですね。となると機微な情報は秘密保持を結んでいるから問題ないという状況でしょうか。

学校問題支援担当課長 勤務体系が特別職の非常勤ということで、守秘義務もあるので、そのあたりは、かなりしっかりした対応と相談ができる体制を築いております。

以上でございます。

前田委員 ありがとうございます。あまり簡略化した連絡しかできないのでは意味がないと思ったのですが、秘密保持も結びつつ、事前のご相談とか、週2日半日にかかわらず、あまり勤務が大幅に振れることがないことも確認しつつ業務をされているということで、認識いたしました。ありがとうございます。

教育総務課長 ほかはいかがでしょうか。大川委員、お願いします。

大川委員 私からも、学校問題対応弁護士について教えてください。私が今、思いつく限り、杉並の子どもたち、教育に関して弁護士が携わっていることというのと、今の学校問題対応弁護士が新しく新設されて、そのほかに学校法律相談というのが従前からあると。ほかにもいじめ問題対策委員としても弁護士がいじめ調査にも当たっており、あとは教育委員会ではないのですけれども、子どもの権利救済委員として、弁護士の

委員がいて、それぞれ役割に応じた機能を果たしていると理解しています。その中で今申し上げた役割に応じたというところで、いじめ問題対策委員はいじめの防止だとか調査をしてくださるという役割で、これはもう第三者的な委員だから、日常的な業務とは関係ない。それから子どもの権利救済委員というのは、専ら区長部局の方で子どもからの意見を、あくまでも子どもの立場で聞くということを貫いていращゃると。この前、実際に意見交換というか懇親会をしてよく分かりました。大人の目線とか学校の目線ではなくて、子どもから意見を聞くと。これもよく分かる。

そうすると残ったところで、学校問題対応弁護士と学校法律相談は教育委員会側であったり、学校側であり、私たち弁護士は依頼を受けた人の最善を尽くすためですから、中立公平というのは、極端に言ったらあり得なくて、リクエストされた立場をきっちりと貫き通すと。そうするとこの二つは、学校なり教育委員会からの委嘱を受けて活動するという立場なのかなと思います。

その上で学校法律相談の担当弁護士と学校問題対応弁護士との役割分担というのはどう切り分けていくのか、ご説明をお願いします。

学校問題支援担当課長 従前からの学校法律相談に関しては、日々学校が法的に相談したいものを随時メールや電話で相談して、回答を頂くと。極端な言い方で言うと、一問一答に近い形でアドバイスを頂いております。今回設けました学校問題対応弁護士につきましては、あくまで CEDAR の法的な視点の指導、助言の支援という形になりますので、基本的には、学校とのやり取りは直接指導主事であるとか、学校管理職 OB であるとか、そういった方がやり取りをする中で、法的な指導助言が必要だなという時に、学校問題対応弁護士の方から助言を頂いて、指導主事なり学校管理職 OB から学校に返して、支援をしていくということを想定しております。以上でございます。

大川委員 ありがとうございます。よく分かりました。学校法律相談はあくまでも現場の学校で困ったことがあった時に、法的視点で助言をすると。今回の制度はそれのバックオフィスというのですか、こちらの教育委員会事務局の中で、法的視点が必要なところにちゃんと助言をしていくところだと理解しました。ありがとうございます。

教育総務課長 ほかはいかがでしょうか。伊井委員、お願いします。

伊井委員 「組織機構改正の概要について」ですけれども、年度末に学校支援課という呼び方が大変定着している中、各学校支援本部からいろいろな提出物があったと思うのですが、その際にこういう形に変わりますという、ちゃんとインフォメーションがあったと。ただ、一発で皆さん覚えられないではないですか。文字数を数えると、大して長くなっていないのに、長くなってしまったというご意見も幾つも聞いた。幾つかの学校支援本部さんからも聞いたので、これだけの大きい組織改正をしたことは、結構話題にもなっているというか、逆に私は、それはありがたいことだなと思っていて、そのように興味を持っていただくことはとても大切なことだと思うし、今後も様々に、混乱とまでは行かなくても、学校からも、それから地域と連携することを目指している杉並区では、協働ということでもありますし、今回の共創教育ということでもそうですけれども、そのあたりの組織図みたいな簡単なものでいいので、学校であったり、学校の地域と連携しているところにお示しするという、その周知の仕方に関しては、ホームページ等で、例えば区役所から教育委員会を検索すると表示されるとか。自分はまだそこを確認していないのに申し上げるのも恐縮ですけれども、そういった工夫を一つしていただけると、早い時点で皆さんと今回の組織改善を共有できて、いい形で進んでいくのかなと思いますので、是非ご検討いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

教育総務課長 ご意見ありがとうございます。ご指摘はごもっともでございます。基本的なところで申し上げますと、やはりご指摘のような繰り返しということが必要なのかなと。これだけ大きな規模の組織改正はこの間なかったものでございますから、例えば教育委員会に関連する学校はじめ、PTAの方、それから地域の方、そういった方々により早く、より正確に浸透させられることができるように、例えばホームページに載せるであるとか、今度の校長会でもご紹介を申し上げますし、様々な機会を捉えていろいろ啓発して、ご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

ほかはいかがでしょうか。では、對馬委員、お願いします。

對馬委員 私は報告4の区立図書館運営状況について、4点ほど、お願いします。館長は異動したばかりなので、今、お分かりになる範囲で構いません。まず、一つは、「りんごのたな」の記載があったと思います。

大きな規模ではないですが、中央図書館の2階にあります、これがどのように使われて、機能しているのか、その辺について分かるようでしたら、教えてください。

それから、各図書館がおはなし会をやっているようで、回数も参加者数もそんなに多く減っているわけではないような気がいたしますけれども、よく聞く声としては「ボランティアに丸投げをしているのではないか」という声をよく聞きます。図書館員がどのくらい関わっているのか。ボランティア主導になって、いい会をやっているという声もよく聞きますので、そのあたりをどのようにお考えになっていらっしゃるのかということ。

それから三つ目が、自動貸出機ができて非常に私も便利に使っています。予約も自動でできるようになってきて、大変便利なのですが、ただカウンターにいと、やはりどんな本が借りられて、どんな本が返されてというのを見ることによって、その動向が分かるといいますか、そのあたりは自動になったことによって、情報をキャッチする人間として、データは出るのかもしれないですが、本はデータだと細かくなって見にくいと思うので、肌感として今まで分かっていたものが、自動になったことで、そこはどのようになっているのかなという疑問がありますので、もしそこがお分かりになればということ。

それから、4点目、これはいつも言っているかもしれないのですが、レファレンスの件数がすごく減っているわけではなく、伸びているところもあれば、ちょっと減っているところもあるということで、レファレンスは増えれば増えただけ、司書の磨きもかかってくる部分だと思うので、ここを多く使ってもらうためには、やはり私はいつも「済美教育センターだと思うのです」と言っているのですが、学校の方でどれだけ図書館でレファレンスをする経験をしてもらうとか、課題を出してもらうことで、公共図書館のレファレンスを上手に使って、正しい情報を正しく受け止める力がついてくると思うので、そこは学校と連携してどんどん伸ばしていただければと思っています。以上です。

中央図書館長 中央図書館長でございます。ありがとうございます。4点ご質問いただきまして、まず「りんごのたな」につきましては、各館配置が終わっておりまして、当然どこですかとお尋ねがあれば、ご案内させていただきますし、ご利用されそうな方がおられれば、スタッフの

方でお声がけをと聞いてはおります。

2 点目のおはなし会なのですけれども、やはりボランティアさんの力はとても大事だと思っております、お任せになっている嫌いもある、ご懸念を今伺ったところではあるのですが、事業係などと打合せなどの機会も持たせていただいておりますので、振り返りなども含めまして、行政の方でアドバイスや、またボランティアの方からご提案いただいた内容等を事業に反映しているようにも聞いております。

3 番目の自動貸出機につきましては、コロナ禍の状況下で人との対面を避ける方法ということもあって、あとは今、セルフでおやりになりたい方も非常に増えていらっしゃる。そういう要望があって利用もそれなりにあって、全館自動貸出機の配置が終わっているという状況もございます。ただ、委員がおっしゃるように、カウンターの司書といいますか、スタッフがどんなものを貸し出されているとか、人と対面して貸し出しているがゆえに、この後のレファレンスの話もございますけれども、レファレンスにつなげられたりとか、ご要望が聞けたりということもあるのかなと思っていますので、自動貸出機につきましては、メリットの部分と、ちょっと考えなければいけない部分含めて、図書館全体で少し議論をしようという話が出ております。

最後、4 番目のレファレンスになりますけれども、数が減っているところはどうもあるようでして、特に数が減っているところは我々も気にしております、直営館では積極的に行政職員の司書が区民の方、利用者の方にお声がけをして、積極的なレファレンスを行っているようにも報告書の方で見えておりますので、そういう攻めのレファレンスのご案内をさせていただいて、そういうサービスがあるのだというところも、こちらの方で強みとして業務をさせていただいております。AI とかでいろいろなご案内が出たりもしていますけれども、やはり本も見ているがゆえに行えるレファレンスというのものもあるかと思っていますので、そういったところを注意して努めてまいりたいと考えております。

教育総務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、報告事項についての質疑を終わらせていただきます。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。教育総務課長、連絡事項がありましたら、どうぞ。

教育総務課長 次回の教育委員会の定例会につきましては、4月22日水曜日、午後2時からを予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。